

入札説明書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の「土地売却（東京都八王子市暁町内）」に係わる入札公告（令和6年4月23日）に基づく入札等については、機構の関係規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 契約に関する事項

1. 契約職

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 理事長代理 甲川 壽浩

2. 内容

- (1) 件名：土地売却（東京都八王子市暁町内）
- (2) 内容：土地売却案内書・物件調書のとおり

3. 競争参加資格

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程（平成17年規程第23号）第5条に規定される事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

第2 入札に関する事項

1. 競争参加資格の確認

(1) 競争参加資格を証明する書類の提出方法について

① 提出期限（電子メール）

令和6年6月6日（木） 16:00まで（郵送の場合は必着）

② 送付先

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

横浜三井ビルディング5階

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部経理課 森下 宛

E-mail : kiko_keiyaku@jehdra.go.jp

③ 提出書類

- ・参加意思確認書（入札説明書 別記様式第7）

・振込口座登録書（入札説明書 別記様式第9）

④ 提出時の注意事項

- 提出は電子メールを原則とする。止むを得ない場合は、郵送（一般書留、簡易書留又はレターパック）も可とする。持参、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。
- 一旦受領した書類は返却しない。
- 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- 提出期限経過後に到着した書類の受領は行わない。

※提出書類の不備が多くなっているため、再度提出書類を確認すること。

【電子メールの注意】

- 件名は必ず「【参加意思確認書提出】件名：土地売却（東京都八王子市暁町内）」とすること（青字部分のみ記載）。
- 添付するファイルの形式はPDFに限る。
- メール末尾に署名を必ず記載すること。
- 機構からの受領等の連絡（返信）は行わない。

【郵送時の注意】

- 封筒に「件名」と「参加意思確認書在中」を記載すること。
- 競争参加資格の確認のための書類の作成及び郵送に要する費用は、提出者の負担とする。

⑤ 競争参加資格確認の連絡について

受領した競争参加資格等について、受領後、審議を経て、資格が認められない場合のみ機構から連絡をする。原則、受領確認及び書類の不備等に関する連絡はしないので、提出の際は充分留意すること。

(2) 入札保証金の納付等について

入札参加希望者は各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を令和6年6月6日（木）までに以下の振込先に納付すること。

① 振込先：

みずほ銀行 本店 普通預金 7873056
ドケニホンソウキントウカヒヨウサムヘンサキコウ

② 納付時の注意

- ・入札保証金には利息を付さない。
- ・振込手数料は入札者の負担とする。
- ・参加意思確認書に、「振込依頼人名」「振込金額」を記載すること。
- ・納付期間最終日の振込手続きにおいて、金融機関の事務手続き上、翌営業日扱いとなる場合は無効となるため、当日扱いとなる時間帯に手続きを行うこと。

と。

③ 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を令和6年7月29日（月）までに還付する。還付については、入札説明書 別記様式第9「振込口座登録書」にて入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付するものとする。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

④ 落札者の入札保証金について

落札者の入札保証金については、契約保証金に充当することとする。ただし、令和6年7月29日（月）までに契約締結を行わない場合は、入札保証金の還付は行わず、当機構に帰属するものとする。

2. 入札書及び入札

(1) 開札日

令和6年6月24日（月） 11時00分

※入札会場は設営せず、機構職員のみで開封を行う。

(2) 入札書について

- ① 入札書の記載数字は、算用数字を用いること。
- ② 入札金額は、契約書類（土地売却案内書及び追録その他これらを補足する書類をいう。以下同じ。）により積算すること。
- ③ 入札書を作成するときは、入札者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、商号又は名称及び代表者名）並びにその印章をもって行うこと。
- ④ 入札書は封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）及び「入札日（6/24）入札・「件名」の入札書在中」と記載すること。
- ⑤ 土地については、消費税法別表第一（第6条関係）に掲げる財産であるため消費税は課せられないでの、入札金額は消費税抜きの金額を記入すること。
- ⑥ 入札書を提出した後は入札執行の前後を問わず引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札書の提出方法について

原則郵送（一般書留、簡易書留、レターパックに限る。）とする。

《郵送の場合》

① 入札書の受領期限

令和6年6月20日（木）必着

- ② 入札書の送付先
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
横浜三井ビルディング5階
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部経理課 森下 宛
- ③ 郵送時の注意事項
- 提出は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパック）に限る。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法、入札日以外の入札書の持参による入札は認めない。
 - 入札書は封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）及び「入札日（6/24）入札・「件名」の入札書在中」と記載し、送付用の封筒には「件名」と「入札書在中」と記載すること。

«持参の場合»※止むを得ず持参する場合は事前にメール連絡すること

- ① 入札書受領期限
令和6年6月20日（木） 16時00分
- ② 提出場所
〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
横浜三井ビルディング5階
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部 経理課

(4) 開札について

- 開札は、入札者又はその代理人全員の入札書が提出されたことを確認した後、直ちに行う。
- 開札にあたり、当該入札事務に関係のない機関の職員を立ち会わせて行う。
- 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、日時を別に定めて再度の入札を行う。その場合は入札書提出の担当者へ別途連絡する。

④ **開札の結果は翌日中までに落札決定者へのみ連絡する。**

(5) 落札者の決定について

- この入札説明書第1の3.の競争参加資格を満たし、競争参加資格の確認のための書類を事前に提出し、期日までに入札保証金を納付した上で入札書を提出した入札参加者であって、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上であり、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者が直接くじを引くことができないときは、当該入札事務に関係のない機関の職員がこれに代わりくじを引き落札者を決定

するものとする。

(6) 入札の無効について

次のいずれかに該当すると認められるときは、その入札を無効とする。

- ① この入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札の条件に違反した者の提出した入札書であったとき。
- ② 期日までに入札保証金の納付がないとき。
- ③ 入札金額が訂正してあるとき。
- ④ 入札者又はその代理人の記名押印（外国人又は外国法人の場合にあっては、入札者又はその代理人の署名）が欠けているとき。
- ⑤ 条件が付されているとき。
- ⑥ 同一入札者又はその代理人の入札書が2通以上投入されているとき。
- ⑦ 再度の入札の場合において予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札をした者を落札者とする入札で、前回の最高額と同額又はこれを下回る金額で入札を行ったとき。
- ⑧ その他機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。
- ⑨ 競争に参加する者に必要な資格のないと認められる者が入札を行ったとき。
- ⑩ 同一事項の入札について、入札者又はその代理人が他の入札者又はその代理人の代理をしていると認められるとき。
- ⑪ 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- ⑫ その他機構の指示に従わなかったとき。

(7) 入札の辞退について

入札の辞退を希望する場合は、入札辞退届（別紙様式第4）により、いつでも入札を辞退することができる。

(8) 公正な入札の確保等

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加

させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

第3 契約書に関する事項

1. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2. 契約保証金

落札者は、落札金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を令和 6 年 7 月 29 日（月）までに以下の振込先に納付すること。なお、既に納付している入札保証金を契約保証金に充当することとし、契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付すること。

(1) 振込先：

みずほ銀行 本店 普通預金 7873056
トクニホンコウソクト カロホユウサムヘンサキコウ

(2) 納付時の注意

- ・契約保証金には利息を付さない。
- ・振込手数料は落札者の負担とする。
- ・納付期間最終日の振込手続きにおいて、金融機関の事務手続き上、翌営業日扱いとなる場合は無効となるため、当日扱いとなる時間帯に手続きを行うこと。

(3) 契約保証金の売買代金への充当について

契約保証金は、契約締結後に落札者が納付する売買代金に充当することとする。そのため、売買代金の支払いは、売買代金と契約保証金の差額を納付すること。なお、期限までに売買代金の納付が行われなかった場合は、契約保証金は当機構に帰属するものとする。

3. この競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約保証金の入金をもって、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
4. 契約にあたって使用する契約書は、原則として機構の提示する土地売買契約書（案）によるものとし、落札者は機構から交付された土地売買契約書（案）2通に記名押印又は署名の上、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）に該当する取引の場合には、その 1 通に同法に定める額の収入印紙を貼付し、これに消印又は署名して機構に提出しなければならない。
5. 契約職は、提出された土地売買契約書（案）2通に記名押印したときは、その 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
6. 契約職が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、この契約は成立しないものとする。
7. 支払条件
土地売却案内書のとおりとする。

第4 質問・問い合わせ先

1. 質問及び回答

入札及び書類に関し質問のある場合には、以下期日までにメールにて質問すること。

質問の受付は全てメールにて行う。

○質問受付期限

令和6年5月17日（金） 16時00分

○問い合わせ先

経理部経理課 森下 E-mail : kiko_keiyaku@jehdra.go.jp

※メールの件名は、【質問提出】土地売却（東京都八王子市暁町内） とすること。

※質問は入札説明書様式第8「質問書様式」を用いて作成し、メールに添付して提出すること。

なお、様式は Microsoft WORD 形式のものを添付すること。

○回答について

原則、令和6年5月24日（金）に質問者に対し回答するほか、機構HPにて公開する。

URL : https://www.jehdra.go.jp/kiko/nyusatsu_koukoku.html

○質問の際の注意点

- ・すべての書類をよく読んだ上で質問書を作成すること。
- ・公平性の観点から、質問は上記期限及び方法でのみ受け付ける。上記以外（受付期限経過後の電話等）による質問には一切の対応を行わないで留意すること。

第5 その他

提出された書類を使用目的以外、提出者に無断で使用することはない。

以上